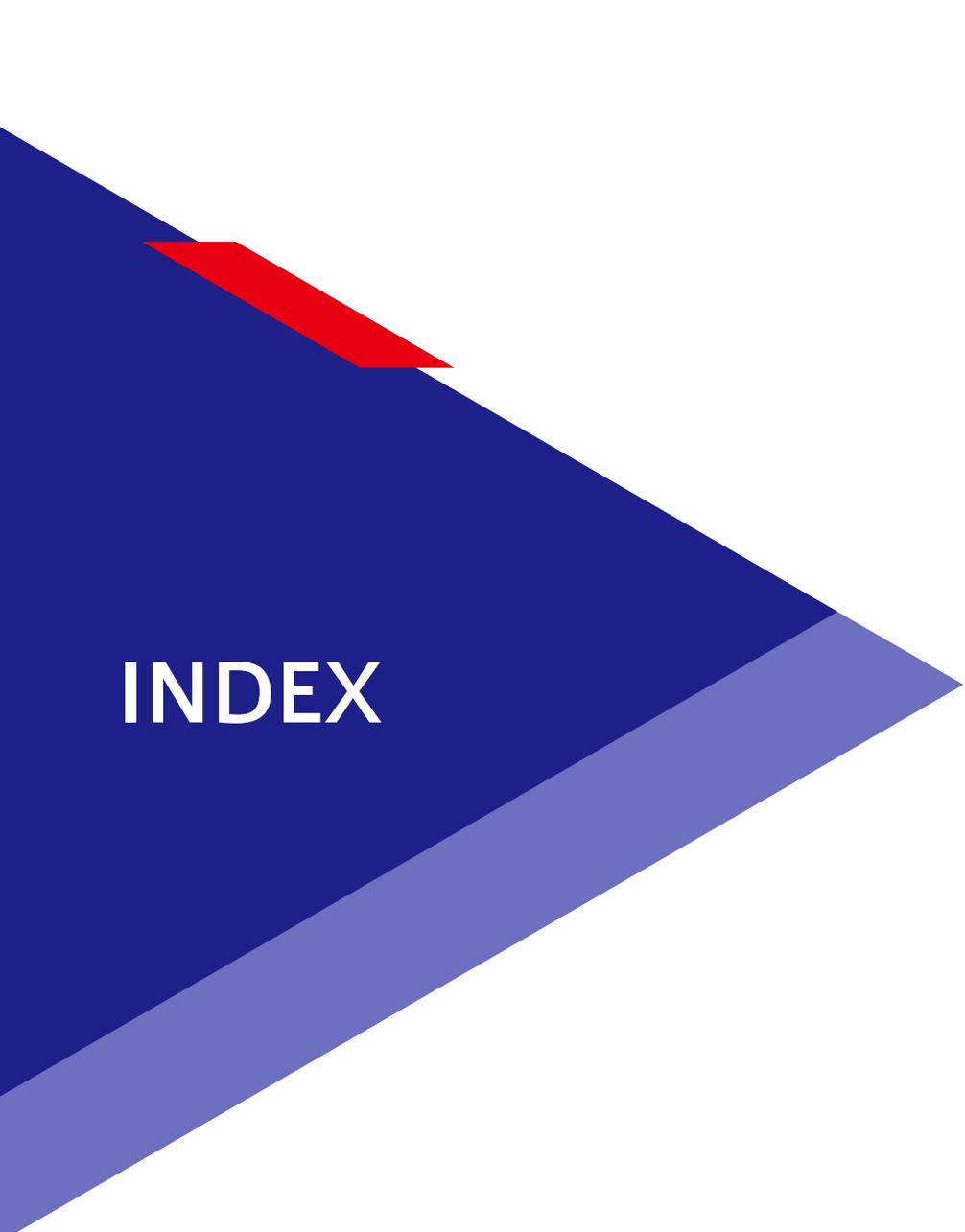




**新経済連盟**

**賃金のデジタル払いに  
関する改善要望**

2024.11.28



# INDEX

- 01 賃金のデジタル払いの意義
- 02 賃金のデジタル払いの主な要件
- 03 賃金のデジタル払いの資産保全の要件
- 04 資産保全の要件における課題(過剰な保全負担)
- 05 賃金のデジタル払いに関する規制改革要望
- 06 小括

# 賃金のデジタル払いの意義

2023年4月施行の改正労働基準法施行規則により、新たに資金移動口座への賃金支払いが認められることとなった。

賃金のデジタル払いについては、「新しい働き方」や「キャッシュレス社会」を後押しするされるものとして、社会的な意義が大きい。

## 賃金のデジタル払いの意義

- 「新しい働き方」の後押し

銀行口座を前提とした月に一度の固定的な給与受取から、勤務後即時の賃金受取も可能になることで、スポットワーク等多様な働き方を後押し

- 「キャッシュレス社会」の推進

利用者が銀行口座から資金移動口座に入金する手間が省かれ、スマホでの決済の利便性が向上することで、キャッシュレス決済が使用される場面が増える

# 賃金のデジタル払いの主な要件

厚生労働省による「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」(以下「厚労省ガイドライン」)では、下記の指定要件が定められており、特に資産保全の仕組みが資金移動業者にとって重い負担になっている。

	項目	要件概要
①	口座残高を100万円以下とするための措置	①受入上限額を100万円以下の額に設定している or ②100万円を超えて賃金を受け入れた場合、労働者指定口座からの減算及び指定代替口座への送金を当日中に行う。
②	破綻時等の資金保全の仕組み	民間の保証機関が、資金移動業者破綻時に労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有する。
③	不正取引時の補償	労働者指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する。
④	口座残高を一定期間利用しない場合の債務の取扱い	資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行することができる。
⑤	資金移動口座への資金移動	労働者指定口座への資金移動を1円単位で行うことができる措置を講じている。
⑥	資金移動口座からの資金移動	ATM等で労働者指定口座の資金を、少なくとも毎月1回は手数料無料で1円単位で払出できる。
⑦	報告体制の整備	賃金の支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況について、適時に厚生労働大臣に対して必要な事項を報告できる体制を整備している。
⑧	技術的能力・社会的信用	発行した口座が賃金支払時に有効であることを確認する措置や、労働者が指定資金移動業者内に複数の口座を保有していた場合、賃金支払い先の口座に誤りがないかを確認する措置を講じている。 ・個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS認証」を取得している。

# 賃金のデジタル払いの資産保全の要件

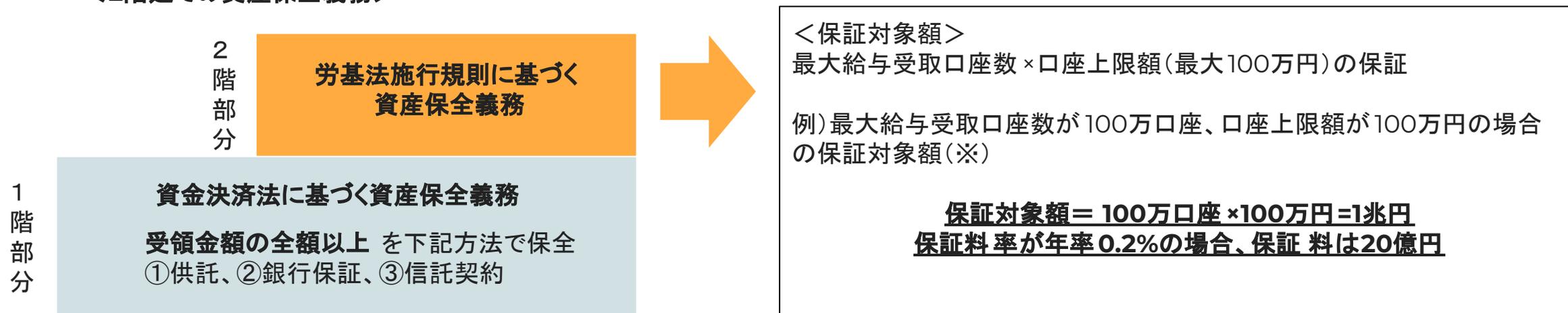
労働基準法施行規則 (第七条の三 口)	厚労省ガイドライン (第2の2)
<p>破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。</p>	<p>指定資金移動業者には、民間の保証機関が労働者に労働者指定口座残高を速やかに弁済することを保証する仕組みを有する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定資金移動業者による債務の履行が困難となつたとき、<b>口座残高全額に係る債務について、保証機関が労働者に弁済する保証委託契約が原則必要</b>。</li><li>・なお、保証が実効性をもって担保されてるものである限り、その他の方法も認められる。</li><li>・保証の対象は、口座残高全額。同一口座にある賃金以外の残高も含まれる。</li><li>・<b>弁済の期限は</b>、労働者からの請求or(請求を要せずに弁済が行われる場合)破産申立て等から<b>6営業日以内</b></li><li>・保証機関の主体は限定されず(銀行や保険会社以外も可)、親会社等資本関係のある会社も対象となりうるが、厚労省から業務の実施状況や財務状況等について審査を受ける。</li><li>・保証機関は、一時的な資金需要に確実に対応するために十分な資金を確保できることが重要であり、①保証機関と金融機関との契約等により一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②<b>必要となり得る保証額(原則として 100万円(※)に最大口座数を乗じた額)が調達可能額の範囲</b> であることが必要</li></ul>

※労働者指定口座の上限金額が 100万円未満である場合は当該上限金額に最大口座数を乗じた金額が想定されているものと思われる。

# 資産保全の要件における課題(過剰な保全負担)

- 資金移動業者は、資金決済法上、顧客から受け入れた資金額以上の保全義務(1階部分)を負う一方、賃金のデジタル払いについては、労働法施行規則に基づき、受け入れた賃金を含む労働者指定口座残高に対する保全義務(2階部分)を負う
- 現在は1階部分と2階部分の双方を満たす保全方法が存在せず(※)、資金移動業者は、労働者指定口座残高に対して1階部分・2階部分それぞれの保全措置をとるためのコスト負担が生じる
- 厚労省ガイドライン上、保証機関における調達可能額を原則として100万円に最大口座数を乗じた額とすることが求められており、結果として当該金額(≠実際の労働者指定口座残高)を保証対象額とする必要があることから、より重い保全コスト負担が生じる

## <2階建ての資産保全義務>



※1階部分の保全については、①～③いずれの方法をとったとしても、資金移動業者が破綻した場合の顧客への弁済にあたり供託の必要があり、2階部分の保全において求められる破綻時から6営業日以内の弁済を実現することができない。

# 賃金のデジタル払いに関する規制改革要望

資金移動口座への賃金支払いについて、指定資金移動業者が資金決済法で求められる全額資金保全と、労働基準法施行規則で求められる全額資金保証の**過剰な保全負担を軽減すべき**

- 昨年4月施行の改正労働基準法施行規則により、新たに資金移動口座への賃金支払いが認められることとなったが、施行から1年以上経過したにもかかわらず、賃金支払いに利用できる資金移動業者の厚生労働大臣による指定は、1件にとどまっている。
- 賃金支払いへの資金移動業者の参入が進まない理由の一つとして、指定の前提となっている保全対応の負担が大きすぎることが挙げられる。
- **指定を受けようとする資金移動業者は、資金決済法による口座残高全額の資産保全に加え、労基法施行規則に基づき破綻時の速やかな弁済のための口座残高全額の保全が必要**。
- **労基法施行規則に基づく保全は、賃金の支払いとしての入金が一度もない口座の残高も、賃金の支払いとして入金されたものでない残高も保証対象としなければならない、負担が大きい。**
- 保全コスト負担のほか、大口信用供与規制や6営業日以内の確実な弁済とその為の平時の体制構築など、保証機関に求められる負担も大きく、対応可能な保証機関が限定的となっている。

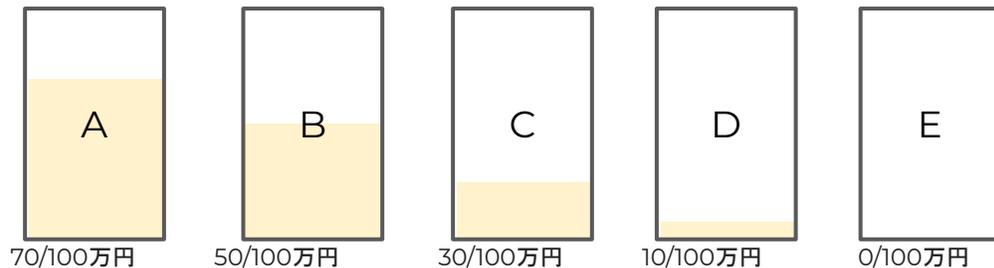
**新経連の要望** : 例えば労基法施行規則に基づく保全の対象残高を限定したり、資金決済法に基づく資金保全との組み合わせで対応することを可能にしたりするなど、**要件の見直しや過剰な保証負担の軽減を検討すべき**。

# 賃金のデジタル払いに関する規制改革要望

- 厚労省ガイドラインに基づき、原則として100万円×最大賃金受取口座数の保全を可能とするため、**結果として実際の残高に関係なく原則として口座あたり100万円を保証額として保証契約を結ぶ 必要**
- 他方で、資金移動事業者は、資金決済法に基づき要履行保証額を確保するため、**日次で利用者の口座残高を確認しており、賃金デジタル払いの労働者指定口座も同様に日次での口座残高の認識が可能**
- 加えて、賃金については原則として支払期日が事前に定められており、使用者より情報提供を受けることが想定されることから、資金移動業者において資金需要の予見は可能
- **上記を受け、以下のような厚労省ガイドラインの見直しによる資金保全負担の軽減を要望する**
  - **1階部分により2階部分をカバーできる資産保全制度及び方法の整備**
  - **保証履行期間(破綻時より6営業日以内)について、より柔軟に保全方法を選択可能な合理的期間の設定**

<資金決済法と厚労省ガイドラインの考え方の違い>

X月X日時点の口座残高(A~Eの5つの口座)



資金決済法の考え方

160万円  
(70+50+30+10+0)

日次で残高を確認しているため、破綻時に **確実に利用者に残高全額を返還される保証スキーム**を構築している。

厚労省ガイドラインの考え方

500万円  
(100×5)

残高に関係なく、**口座上限額の保証が可能とするため必要以上の保証枠を確保**することになる。

<p>賃金デジタル払いにおいて 資金移動業者が負う保全義務</p>	<p>資金決済法に基づく保全義務(1階部分) 労働法施行規則に基づく保全義務(2階部分)</p>
<p>保全義務に関する 資金移動業者の負担</p>	<p>以下の①および②により、資金移動業者にとって <b>過剰な資金保全の負担</b> となっている</p> <p><b>①【2つの法令に基づく資金保全措置】</b> 1階部分の保全と2階部分の保全の <b>双方を満たす資産保全の方法は現在存在しない</b> ↓ 賃金デジタル払いを受け入れる資金移動業者は、1階部分・2階部分双方の資産保全措置を行わなければならない</p> <p><b>②【2階部分の資金保全負担】</b> 厚労省ガイドラインでは、保証機関に対して「必要となり得る保証額(原則として 100万円に最大口座数を乗じた額)が調達可能額の範囲であること」を求めている ↓ <b>原則として 100万円に最大口座数を乗じた額(≠実際の労働者指定口座残高)を保証対象額とする必要がある</b>、重い保全コスト負担が生じる</p>
<p>賃金のデジタル払いに関する 規制改革要望</p>	<p>上記の負担を軽減するため、以下の観点からガイドラインの見直しを要望する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>1階部分により 2階部分をカバーできる資産保全制度及び方法の整備</b></li><li>● 保証履行期間(破綻時より6営業日以内)について、<b>より柔軟に保全方法を選択可能な合理的期間の設定</b></li></ul>

